

意見書第4号

平成30年3月26日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

提出者 高島市議会議員 梅村 勝久

提出者 高島市議会議員 福井 節子

提出者 高島市議会議員 今城 克啓

提出者 高島市議会議員 早川 浩徳

学校における働き方改革の実施のため、政府に対し教員定数の
抜本増を求める意見書案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、高島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

学校における働き方改革の実施のため、政府に対し教員定数の抜本増を求める意見書

今日、わが国の教員の勤務実態は看過できない深刻な事態にある。とりわけ、一日平均12時間ちかい長時間過密労働の是正は、教員の命と健康にとっても、子どもの教育にとっても、喫緊の課題となっている。

この問題の解決には、一つには、中央教育審議会などで議論されている教員が負担する業務の思い切った整理・削減が必要である。創意あふれる授業と子どもの生活指導のための時間を確保したうえで、それ以外の業務の整理・削減が、教員らの意見を反映させた形で、進むことを強く期待する。

しかし、問題を根本的に解決するためには、業務を担う教員の増員をはかることが不可欠である。

文部科学省の教員勤務実態調査（平成28年度）によれば、小学校教諭は一日平均4時間25分の授業（主担当・補助の合算）をおこなっている。教員にかかる授業の負担は、「一時間の授業について一時間程度は授業の準備が必要」（平成19年3月20日、政府答弁）という国の基準に照らせば、連日の超過勤務を必然とするものである。さらに、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」として国の基準のつくられた昭和33年当時にくらべ、今般の「主体的・対話的な深い学び」の要請は、従来以上の授業準備を教員に求めているといえる。授業や子どもの生活指導は教員以外に担えないものであり、教員の定数増により、教員一人当たりの負担を適正な水準まで引き下げることが必要であり、それなしに、様々な対策を講じても、教員の勤務を基本的に勤務時間内に終わらせることは、不可能であると言わざるをえない。

また、子どもの貧困、いじめや校内暴力の増加、不登校の比率が高止まりで推移していること、外国人の児童生徒の増加、発達障害の児童生徒の増加などの学校教育をとりまく状況の変化は、教員の業務の増大を十分予測させるものである。

最後に、教員の不足については、現在、地方自治体予算で加配という形での補助教員等の設置を行なっている。しかしながら、法律上の定数増が実現できれば、これらの予算を本来配分すべき子どもたちに直接関わる部分で利用することが可能となり、より良い授業へとつながることが想定される。

以上の観点から、政府に対し、以下を強く求めるものである。

記

- 1 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正による教員の定数増

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月26日

高島市議会議長 廣本 昌久

提出先

衆議院議長、参議院議長
内閣総理大臣、総務大臣
文部科学大臣

} あて